

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年11月25日（火）第672号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規 則

○鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（※）
（学事法制課取扱い） 1

○鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（学事法制課取扱い） 1

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 2

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 2

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

正 誤

○鹿児島県公報第400号の9（令和5年3月31日付け）の一部訂正（※）
（学事法制課取扱い） 3

○鹿児島県公報第502号の8（令和6年3月29日付け）の一部訂正（※）
（学事法制課取扱い） 3

規 則

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年11月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第70号

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年鹿児島県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第11号様式及び別記第17号様式中「☐ 健康保険被保険者証」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年11月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第71号

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和6年鹿児島県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 1 号中「，健康保険の被保険者証」を削る。

別記第 1 号様式中「□ 健康保険被保険者証」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則別記第 1 号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第 674 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 7 年 11 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字赤崩 1537 番 3，1537 番 5，1538 番，1539 番 1，1540 番 1，1541 番，1555 番
- 2 保安林^{かん}として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 675 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 7 年 11 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字赤崩 1537 番 1
- 2 保安林^{かん}として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第676号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 7 年 11 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
牧角 倫之介	南薩ケアほすびたる	南九州市川辺町平山 5860番地	内科	令和 7 年 11月11日
牧尾 善幸	まきお内科・整形外科	姶良市脇元543番地 1	整形外科	令和 7 年 11月11日
下村 育史	独立行政法人国立病院機構南九州病院	姶良市加治木町木田 1882	小児科	令和 7 年 11月11日

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第122号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 11 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P A 乗物娘 2 N	株式会社ニューギン	5P0492
ぱちんこ遊技機	P A 乗物娘 2 G O 2	株式会社ニューギン	5P1292
回胴式遊技機	L アニマルスロットドッチ Z T	株式会社ゼクロスクリ エイティブ	530564
回胴式遊技機	S マイジャグラー V I K K	株式会社北電子	5S0437
回胴式遊技機	L B T C S F G	岡崎産業株式会社	5S1007

正 誤

令和 5 年 3 月 31 日付け鹿児島県公報第400号の 9 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	上から 1 行目	際	施行の際

令和 6 年 3 月 29 日付け鹿児島県公報第502号の 8 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	上から 11 行目	際	施行の際
9	上から 6 行目	際	施行の際